

千葉市政出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の職員が市民等の集会、会合等に出向いて、市の政策や制度・事業について説明し、市民等と対話する千葉市政出前講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民等の市政に対する理解を深め、参加と協働によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、本市内に在住し、在勤し、又は在学する者がおおむね20人以上参加し、又は出席する集会、会合等（政治、宗教又は営利を目的とするもの及びこの事業の目的に反すると認められるものを除く。）であって、本市内において開催されるもの（以下「対象集会等」という。）を対象に実施する。

(テーマ)

第3条 各局長等（各局長、各区長、消防局長、病院局長、水道局長、会計室長、教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び議会事務局長をいう。第4項において同じ。）は、翌年度に実施する出前講座のテーマ（以下「テーマ」という。）及びその内容を取りまとめた計画書を市民局長に提出するものとする。

2 市民局長は、前項の規定により計画書の提出を受けたときは、翌年度に実施するテーマ及びその内容をその前年度の末日までに決定するものとする。

3 市民局長は、前項の規定によりテーマ及びその内容を決定したときは、千葉市政出前講座テーマ集を作成するとともに、市政だより、市ホームページ等に掲載し、市民等にその周知を図るものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市民局長は、年度の途中においても、必要に応じて、各局長等と調整の上、テーマを新設し、又は廃止することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(実施方法)

第4条 出前講座は、市民等からの申込みにより、テーマを所管する課等（以下「テーマ所管課等」という。）の職員が対象集会等の開催場所に出向いて実施する。

2 前項の対象集会等の開催場所は、出前講座の申込みをする市民等がその負担において確保するものとする。

3 出前講座は、毎年度の6月1日から翌年の3月31日までの日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前10時から午後9時までの間において実施する。ただし、テーマ所管課等が了承したときは、休日の午前10時から午後5時までの間において実施することができる。

4 出前講座は、原則としてテーマ所管課等の管理職員が講師を務めるものとし、その内容は、次のとおりとする。

（1）テーマの説明 30分から60分程度

（2）質疑等 30分程度

(実施の申込み)

第5条 出前講座を希望する者は、実施希望日の1か月前までに、千葉市政出前講座実施申込書（様式第1号）を市民局市民自治推進部広報広聴課、各区役所地域振興課又はテーマ所管課等に提出するものとする。

(実施の決定)

第6条 市民局市民自治推進部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）、各区役所地域振興課長又はテーマ所管課等の長は、前条の規定により申込書の提出を受けたときは、その写しを保管の上、当該申込書をテーマ所管課等の長（各区役所地域振興課長にあっては、併せてその写しを広報広聴課長）に送付し、テーマ所管課等が申込書の提出を受けたときは、その写しを広報広聴課長に送付する。

2 前項の規定により申込書の提出を受けたテーマ所管課等の長は、出前講座の実施を決定したときは、千葉市政出前講座実施のお知らせ（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 出前講座に係る経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 使用料その他開催場所の設営に要する費用及び出前講座で使用する有償の資料に要する費用その他次号に規定する費用以外の費用は、申込者が負担する。

(2) 市職員の出張に係る旅費は、本市が負担する。

(実施の報告)

第8条 テーマ所管課等の長は、出前講座を実施したときは、千葉市政出前講座実施結果報告書（様式第3号）に千葉市政出前講座アンケート（様式第4号）を添えて広報広聴課長に提出するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。